

令和7年度 市県民税申告のお知らせ

申告日程カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日
		☆鯨田	☆二瀬	☆幸袋	☆鎮西	
2月9日	2月10日	2月11日	2月12日	2月13日	2月14日	2月15日
2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日
	○本庁	○本庁	○本庁 ●庄内	○本庁(延長) ●庄内	○本庁 ●庄内	
2月23日	2月24日	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日	3月1日
★本庁 (休日)		○本庁	○本庁 ●鯨田	○本庁(延長) ●鯨田	○本庁 ●鯨田	
3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日
★本庁 (休日)	○本庁	○本庁 ●筑穂	○本庁 ●筑穂	○本庁(延長) ●筑穂	○本庁 ●筑穂	
3月9日	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日
★本庁 (休日)	○本庁	○本庁 ●穂波	○本庁 ●穂波	○本庁(延長) ●穂波	○本庁 ●穂波	
3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日
★本庁 (休日)	○本庁 ●穂波					

会場 -----

- ★本庁 : 本庁 2階多目的ホール
- 庄内 : 庄内交流センター 別館 (庄内図書館横)
- 鯨田 : 鯨田交流センター 1階
- 筑穂 : 筑穂支所 2階
- 穂波 : 穂波交流センター 2階
- ☆鯨田 : 鯨田交流センター (2月4日)
- ☆二瀬 : 二瀬交流センター (2月5日)
- ☆幸袋 : 幸袋交流センター (2月6日)
- ☆鎮西 : 鎮西交流センター (2月7日)

受付時間 -----

- ☆★の日程及び会場: 9時～15時
- の日程及び会場: 8時30分～16時
- ※延長日(木曜日)は本庁のみ8時30分～19時

休日受付日 -----

本庁のみ 2月23日・3月2日・9日・16日

申告をしなければならない人

令和7年1月1日現在、飯塚市に住んでいる人で、下記①～⑥のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 令和6年1月1日～令和6年12月31日までの1年間に、営業・農業・地代・家賃・配当・個人年金などの所得のある人、または、土地・建物などの資産を譲渡した人または有価証券を譲渡した人で譲渡所得がある人(譲渡所得は税務署での申告となります。)
- ② 給与所得者のうち給与のほかに、地代・家賃・農業・恩給・年金・原稿料などの所得のある人
- ③ 給与所得者のうち令和6年中に退職して、年末調整をしていない人
- ④ 所得税の源泉徴収を受けなかった日雇・パートまたは家事手伝いなどの収入がある人
- ⑤ 令和7年1月1日現在飯塚市に住んでおらず、飯塚市内に事務所・事業所又は家屋敷を持っている人
- ⑥ 無収入で、どなたの扶養にも入っていない人

※扶養主の合計所得が1,000万円を超える配偶者の人は、配偶者控除も配偶者特別控除の対象にもならないため、年末調整では被扶養者として扱われずに未申告となってしまいます。該当される人は、扶養されている旨の申告をして下さい。

申告案内について

申告が必要と思われる人には「申告案内ハガキ」を発送しますので、会場にハガキ・所得を証明するもの・所得控除を証明するもの、マイナンバーや本人確認書類をご持参下さい。ただし次の①～⑤に該当するとと思われる方にはハガキを送付しません。

※令和6年中に飯塚市に転入された人については、例年の申告状況が把握できないため申告案内ハガキをお送りしていますが、次の①～④に該当する人は申告の必要はありません。ご了承ください。なお、ハガキがなくても申告はできます。

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得のみで勤務先から給与支払報告書(年末調整済)が提出される人
- ③ 市内に住民登録がある方の年末調整や申告で、扶養親族となっている人
- ④ 公的年金収入以外に収入がなく、令和6年中の年金収入金額が
次のいずれかに該当する人で扶養親族がいない人
・65歳未満(昭和35年1月2日以後に生まれた人) 1,015,000円以下
・65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた人) 1,515,000円以下
- ⑤ 扶養する親族がおらず、申告者本人が障害・遺族年金以外に収入がなく、前年以前に申告済みの人

【注意事項】

税務署から申告案内が送付されている方、青色申告、不動産や株式等の譲渡所得・山林所得・先物取引・繰越損失・雑損控除等が関係する申告、国外に居住している親族を扶養控除とする申告、暗号資産に関する申告、住宅ローン控除の初年度申告(借り換えも含む)につきましては、**税務署**で申告して下さい。

【お願い】 申告は市県民税のほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定資料にもなります。収入のない人や、収入額的に所得税や市県民税がかからない人も、令和7年1月1日現在の住所地の市町村に確認した後、申告が必要であればお手続きをお願いします。

●問合せ 税務課 市民税係 ☎0948-22-5509